# 省　令

**○総務省令第六号**
**財務省令**

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十条の六第二項第一号の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十八日

総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の十二に次の一項を加える。

8　法第十条の六第二項第一号に規定する総務省令、財務省令で定める国又は地域は、法第二条第二号に規定する租税条約等の相手国等（別表に掲げる国又は地域に係るものに限る。）とする。

附則の次に次の別表を加える。

**別表**（第十六条の十二関係）

一　アイスランド
二　アイルランド
三　アゼルバイジャン
四　アルゼンチン
五　アルバ
六　イスラエル
七　イタリア
八　インド
九　インドネシア
十　ウルグアイ
十一　英国
十二　エストニア
十三　オーストラリア
十四　オーストリア
十五　オランダ
十六　ガーナ
十七　ガーンジー
十八　カナダ
十九　キプロス
二十　キュラソー
二十一　ギリシャ
二十二　クック
二十三　グリーンランド
二十四　クロアチア
二十五　コスタリカ
二十六　コロンビア
二十七　サウジアラビア
二十八　サモア
二十九　サンマリノ
三十　ジブラルタル
三十一　ジャージー
三十二　シンガポール
三十三　スイス
三十四　スウェーデン
三十五　スペイン
三十六　スロバキア
三十七　スロベニア
三十八　セーシェル
三十九　セントクリストファー・ネーヴィス
四十　セントビンセント
四十一　セントマーチン
四十二　セントルシア
四十三　大韓民国
四十四　チェコ
四十五　中華人民共和国
四十六　チリ
四十七　デンマーク
四十八　ドイツ
四十九　トルコ
五十　ニウエ
五十一　ニュージーランド
五十二　ノルウェー
五十三　パキスタン
五十四　パナマ
五十五　バルバドス
五十六　ハンガリー
五十七　フィンランド
五十八　フェロー諸島
五十九　ブラジル
六十　フランス
六十一　ブルガリア
六十二　ブルネイ
六十三　ベリーズ
六十四　ベルギー
六十五　ポーランド
六十六　ポルトガル
六十七　香港
六十八　マカオ
六十九　マルタ
七十　マレーシア
七十一　マン島
七十二　南アフリカ共和国
七十三　メキシコ
七十四　モーリシャス
七十五　モナコ
七十六　モントセラト
七十七　ラトビア
七十八　リトアニア
七十九　リヒテンシュタイン
八十　ルーマニア
八十一　ルクセンブルク
八十二　レバノン
八十三　ロシア

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○財務省令第六十一号**

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）の施行に伴い、及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十七条の九第二項第一号の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条の四第二項第三号中「（通訳案内士）」を「（全国通訳案内士）」に、「地域限定通訳案内士又は沖縄特例通訳案内士」を「地域通訳案内士」に改める。

**附　則**

この省令は、平成三十年一月四日から施行する。

**○文部科学省令第四十三号**

日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十一条の二において読み替えて準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条の七第一項の規定に基づき、日本私立学校振興・共済事業団法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十八日

文部科学大臣　林　芳正

日本私立学校振興・共済事業団法施行規則の一部を改正する省令

日本私立学校振興・共済事業団法施行規則（平成九年文部省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「以下この条」を「第二号、次項及び第三項」に改め、第八号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「名称」の下に「及び連絡先」を加え、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　再就職の約束をした日以前の事業団役職員（法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の四第一項に規定する事業団役職員をいう。第十号において同じ。）としての在職中において、再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日（当該日がなかった場合には、その旨）

第十条第一項に次の一号を加える。

十　離職後の就職の援助（最初に事業団役職員となった後に行われたものに限る。以下この号において同じ。）を行った者の氏名又は名称及び当該援助の内容（離職後の就職の援助がなかった場合には、その旨）

第十条第二項中「第四号から第八号まで」を「第五号から第九号まで」に改める。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法施行規則（以下この条において「新令」という。）第十条第一項（第三号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる日本私立学校振興・共済事業団法第二十一条の二において読み替えて準用する独立行政法人通則法（以下この条において「準用通則法」という。）第五十条の七第一項の規定による届出（施行日前にされた同項の規定による届出に係る事項の変更に係る届出を除く。）について適用し、施行日前にされた同項の規定による届出及び施行日以後にされる当該届出に係る事項の変更に係る届出については、なお従前の例による。